

平成 29 年 9 月 6 日

**消費者被害防止ネットワーク東海と株式会社エムテックとの  
差止請求に関する協議が調ったことについて**

消費者契約法第 39 条第 1 項の規定に基づき下記の事項を公表する。

**記**

**1. 協議の概要**

**(1) 事案の概要**

本件は、適格消費者団体である特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海（以下「消費者被害防止ネットワーク東海」という。）が、駐車場を運営している株式会社エムテック（以下「エムテック」という。）に対し、消費者が当該駐車場を利用する際に適用される当該駐車場に掲示している免責事項（申入れの概要①）及び駐車場管理規程（申入れの概要②及び③）について、次のとおり契約条項の変更を申し入れた事案である。

（申入れの概要）

- ① エムテックは、駐車場内の事故、タイヤホール・スポイラー等損傷（スタッフによる誘導・代行運転を含む。）及び盗難その他一切のトラブル等について責任を負わず、天災、機械トラブル等により入出庫ができない場合でも一切の責任を負わないと例示し、柱書で損害・盗難・事故等について当該駐車場では一切責任を負わないこととする契約条項が、消費者契約法第 8 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に規定する消費者契約の条項に該当し無効であるとして、当該契約条項にエムテックの故意又は過失による場合を除くことを明記すること
- ② エムテックは、出庫の際に駐車券を回収して（定期駐車券による利用にあっては、定期駐車券を確認して）車両を出庫させた場合において、エムテックに故意又は重大な過失がある場合を除き、その車両に関する責任を負わないこととする契約条項が、消費者契約法第 8 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に規定する消費者契約の条項に該当し無効であるとして、当該契約条項に軽過失の場合もエムテックが責任を負うことを明記すること

- ③ エムテックは、一定の事由（略）によって生じた車両又は利用者の損害については、エムテックに故意又は重大な過失がある場合を除き、一切の賠償の責めを負わないこととする契約条項について、当該事由はエムテックに帰責性が存しない場合を例示したものと読める一方、当該契約条項の柱書はエムテックに帰責性が存する場面も想定しているかのように読めるとして、当該契約条項の適用がエムテックに帰責性がない場合に限定されることを明記することなど

## (2) 結果

平成 29 年 6 月 23 日、エムテックは、消費者被害防止ネットワーク東海に対し、上記の申入れに係る契約条項の改定について連絡した。

これを受けて、平成 29 年 7 月 25 日、消費者被害防止ネットワーク東海は、申入れの趣旨に沿う内容の改定がなされたものとして、エムテックに対し、申入れ終了の連絡をした。

## 2. 適格消費者団体の名称

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海

(法人番号 6180005007083)

## 3. 事業者等の氏名又は名称

株式会社エムテック (法人番号 9180001070025)

## 4. 当該事案に関する改善措置情報<sup>(※)</sup>の概要

なし

- (※) 改善措置情報とは、差止請求に係る相手方から、差止請求に係る相手方の行為の停止若しくは予防又は当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとった旨の連絡を受けた場合におけるその内容及び実施時期に係る情報のことをいう(消費者契約法施行規則第 14 条、第 28 条参照)。

以上

### 【本件に関する問合せ先】

消費者庁消費者制度課 電話：03-3507-9252

URL：<http://www.caa.go.jp/planning/index.html>